平成25年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)		
区 分	件 名	概 要
		予 算 - 件 議案 1件 条 例 案 1 件 議案 1件 その他議案 - 件 中件 認 定 - 件 中件 報 告 - 件 十 提 出 - 件 十 計 1 件
◎条例案 (1· 総務部	注) 【1】 三重県県税条例の一部を 改正する条例案	に鑑み、県民税、不動産取得税、自動車取得税、狩猟税、延滞金等についての規定を整備するものである。 (平成25年4月1日(一部平成26年1月1日、平成27年1月1日、平成28年1月1日及び平成29年1月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 県民税 ① 金融所得課税の一体化等
		ア 公社債等に対する課税方式を変更する。 イ 法人に係る利子割を廃止する(法人の利子は、法人住民税法人税割として課税されるため、法人の税負担に変更なし。)。 (平成28年1月1日又は平成29年1月1日から施行) ② 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除 所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用者(平成26年から平成29年までの入居者)について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人県民税から控除する措置の適用期限を延長する。 (平成27年1月1日から施行) (2) 不動産取得税 一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け貸家住宅について、住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び土地の取得に係る同税の減額措置の床面積要件の下限を緩和する特例措置の適用期限を平成25年4月1日から平成27年3月31日まで2年延長する。
		(平成25年4月1日から施行) (3) 自動車取得税 衝突被害軽減ブレーキを搭載した先進安全自動車に係る自動車取得税の 課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が5トンを超える一定の乗用 車及びバスを加える。 (平成25年4月1日から施行) (4) 狩猟税
		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置の適用期限を平成25年4月1日から平成28年3月31日まで3年延長する。 (平成25年4月1日から施行) (5) 延滞金 国税の見直しに合わせ、当分の間の措置として、次の延滞金の区分に応じて、それぞれで定める割合に引き下げる。 ① 年14.6%の割合の延滞金 特例基準割合に年7.3%を加算した割合 ② 年7.3%の割合の延滞金(納期限後1月以内)特例基準割合に年1%を加算した割合 (注)特例基準割合は、国内銀行の貸出約定平均金利の前々年10月から前年9月における平均に、年1%を加算した割合。 (平成26年1月1日から施行) (6) その他規定を整備する。